

様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第25条の2、第26条の2に規定する保安林の指定又は解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること

森林の所在場所					全面積		要解除見込み面積		備考
市郡	町村	大字	字	地番	実測				
双葉郡	浪江町	川房	矢具野	125-1	10.3778ha		0.1508ha		土砂流出防備

- ・東日本大震災および同災害に起因する原子力災害により避難を余儀なくされた住民の帰還促進には、既存道路交通の支障となっている区間の解消が必要。当該区間の支障解消に向けては、道路構造令を準拠しながら道路ネットワークの有効性を考慮し、国道114号と県道原町浪江線（原浪トンネル）が交差する位置を選定。
（民有保安林の一部解除が必要）
- ・事業計画ルートは、保安林への影響が最小となるトンネル構造を主体としたルートを選定。

添付書類

- 1 指定・解除調書
- 2 指定・解除調査地図（ただし、法第46条第2項第3号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要な事項が記載されている場合は省略可能とする。）
- 3 位置図
- 4 その他必要な書類
 - ※ 保安林を森林以外の用途に供することを目的とする場合は以下を添付すること。
 - (1) 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書
 - (2) 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書
 - (3) 上記(1)、(2)の事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）